

公益的法人等から職務に復帰した職員等の退職手当の特例に関する条例施行規則

(平成14年 4月 組合規則 第2号)

改正 平成19年10月 組合規則 第9号

平成20年 8月 組合規則 第3号

平成22年 4月 組合規則 第1号

[山形県市町村職員退職手当支給条例施行規則
の一部を改正する規則附則第3項よる改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、公益的法人等から職務に復帰した職員等の退職手当の特例に関する条例（平成14年組合条例第1号。以下「特例条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員異動等の報告)

第2条 組合市町村長は、前月2日から当月1日までに職員が次の各号に掲げる場合に該当したときは、当月4日まで当該各号に定める書類を添え職員異動通知書（給料・その他）（山形県市町村職員退職手当支給条例施行規則（昭和45年組合規則第1号。以下「支給条例施行規則」という。）別記様式第3号）又は磁気媒体等により組合長に報告しなければならない。

- (1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により派遣職員となったとき。 法第2条第1項の規定に基づき制定した条例の写
- (2) 法第5条の規定により職務に復帰したとき。 退職手当（これに相当する給与を含む。以下次条第2項及び第4条各号列記以外の部分を除き同じ。）に関する証明書（当該派遣職員の職員派遣の期間に係る派遣先団体の退職手当支給の有無及び休職等除算対象期間の確認ができるもの）

(退職派遣等に係る提出書類等)

第3条 組合市町村長は、支給条例施行規則第2条第1項の規定による組合長への報告を行う場合において、当該報告に係る職員の異動が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 法第10条第1項の規定により任命権者の要請に応じ特定法人の役職員となるため当該組合市町村を退職したものであるとき。 法第10条第1項の規定に基づき制定した条例の写及び当該特定法人の退職手当に関する規程の写
- (2) 法第10条第1項の規定により職員として採用したものであるとき。 特定法人在職期間通算申請書（別記様式）、履歴書及び退職手当に関する証明書（当該退職派遣者であったものの当該特定法人役職員期間に係る退職手当支給の有無及び休職等除算対象期間の確認ができるもの）

2 組合長は、特例条例第4条第3項の規定により退職手当を支給しないこととしたときは、退職手当に関する証明書（支給条例施行規則別記様式第6号）を交付する。

(退職手当支給申請に係る提出書類)

第4条 組合市町村長は、支給条例施行規則第8条第1項の規定による退職手当支給申請を行

う場合において、当該申請に係る退職が次の各号に掲げるものであるときは、同条第2項に定める書類のほか当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 法第2条第1項の規定による職員派遣中に当該組合市町村の職務に復帰することなく退職したとき。退職手当に関する証明書（当該派遣職員の職員派遣の期間に係る派遣先団体の退職手当支給の有無及び休職等除算対象期間の確認ができるもの）

(2) 法第2条第1項に規定する派遣先団体（法第10条第1項の規定により採用された職員については同項に規定する特定法人）の業務に係る業務上の傷病又は死亡により退職したとき又は当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による傷病により退職したとき。労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第19条の規定による通知書の写

（特例条例第4条第3項の規定に該当する場合の支給条例施行規則の適用）

第5条 特例条例第4条第3項の規定に該当する場合の支給条例施行規則第11条の8第1項第3号ニの規定の適用については、同号ニ中「条例第20条各項」とあるのは「条例第20条各項又は公益的法人等から職務に復帰した職員等の退職手当の特例に関する条例（平成14年組合条例第1号）第4条第3項」とする。

附 則 （平成14年組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成19年組合規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成20年 組合規則 第3号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 （平成22年 規則第1号抄）

（施行期日等）

1 この規則は、山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成22年組合条例第1号）の施行の日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

2 （略）